

金杉台中学校に関する地域説明会（H31.1.19開催）でいただいた意見に対する教育委員会の考え等

A. 説明会での意見に対する教育委員会の考え等

※いただいた意見は可能な限り逐語録として記載していますが、内容に影響のない範囲内で編集している箇所があります。

また、内容に応じて分割して記載している場合があります。（枝番で記載）

No.	いただいた意見	教育委員会の考え等
A.1-1	話を伺っていてやはり統廃合ありきだなと。現状がこうだけれども変えられないというのでは話にならない。 統廃合でコストの話が前面に出ないのは話にならないです。お金の話を出さないのはきれいごとばかりですまないと思います。私の知っている限りですが、昭和33年に作られた「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」という法律があり、国が補助金を出す基準として、統廃合したら校舎や体育館の施設整備に補助金が出るというのがあるが、なぜそういったことをあえて言わないのか、知らないのかわかりませんが、コストの話や補助金の手を、統廃合するとメリットがあるということを、知らしめないといけないと思います。	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく国庫補助金等のうち、統合に関わるものは主に2つあります。 まず、「学校施設環境改善交付金」の交付対象事業35区分のひとつに「学校統合に伴う既存施設の改修」があります。これは学校統合に際して校舎・屋内運動場を改修する場合に要する経費の一部について、交付要件を満たし、国が採択した場合に交付金として交付されるものです。 また、「公立学校施設整備費国庫負担金」として、要件はありますが教室不足を解消するための施設を新築又は増築する場合、要する経費の一部を、国が負担するものです。 統合先として望ましいと考えている御滝中学校において、上記の交付金または負担金の対象となる施設改修等を行う場合には、要件を満たせば申請をすることとなります。しかし、現時点では統合に伴う大規模な施設改修は予定しておりません。 なお、統合することになった場合、その結果として、金杉台中学校に関連する経費で削減される部分があることは事実です。しかしながら、この度の金杉台中学校の今後の在り方の検討は、生徒数が減少している状況における望ましい教育環境の検討が目的です。
A.1-2	私は11月10日の金杉台中学校に関する保護者説明会の後、私ともう一人の知り合いの方は、すぐに市議会あての陳情書を出しました。内容は金杉台中学校の統廃合に関する審議をしてほしい、金杉台中学校の存続を考えてほしいという陳情です。これに関し、12月13日（木）の市議会文教委員会で審査をしていただいた。市議会の議員から、市の教育委員会の代表者を呼んで、統廃合に向けて言ってみればずさんな手続きがあったなど、そのやり方について議員から突っ込まれていた。 そこでのやり取りを見る限り、市の教育委員会では昔から船橋市は大規模校の伝統みたいなものがあり、大規模校で学校運営するのが当たり前というところがある。感覚が麻痺していると感じました。私から見れば市の学校規模の基準が12～18学級ではなく12～24学級となっている。これを是正し小規模校化することこそ適正ではないかと思います。	平成30年12月13日に行われた市議会文教委員会では、①金杉台中学校の学校規模の適正化に向けた検討は、国の手引を参考に教育委員会で策定した「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」に基づき行っていること、②検討の過程で、金杉台中学校・金杉台小学校の学校評議員、PTA役員の代表者、校長による「船橋市立金杉台中学校の今後を考える会」を行い、望ましい対応策について意見交換し課題の整理をしてきたこと（決定するための意見交換ではない）、③考える会での意見交換内容を踏まえ、地域に説明する前に、まず、金杉台中学校・金杉台小学校の保護者を対象に説明会を開催したこと、等をご説明しました。 「大規模校で学校運営することが当たり前」と感じるという件についてですが、児童生徒数が増えている地域においては、新設校を設置する前提となる、適切な場所への学校用地の取得が困難な場合が多く、また、通学区域の変更・弾力化についても、周辺校の学校規模との関係等から容易ではないという実情があります。児童生徒数の推計等を見極めながら、各学校の状況に応じた対応策を検討しています。

No.	いただいた意見	教育委員会の考え等
A.1-3	市議会の市教育委員会の報告者の物言いを見る限り、現場の教員はもちろん子供の意見を吸い上げることを意図的に避けている印象があります。子供にいたずらに心配を掛けてはいけない、迷いを与えてはいけないと言いますが、子供だって考える必要が絶対あると思います。教育を受けるのは子供ですから理由にはならないと思います。大人目線の考え方です。バイアスのかかった大人の都合のいいような、言ってみれば方便だと思えます。	子供たちにこの件に関する意見を聞くということは、かえって子供たちに心配をかけてしまうおそれがあることから、その影響も考慮して検討すべきものと考えています。 教育委員会は、教育基本法第5条第3項に「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」とあり、また学校教育法第3条に「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学省の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」とあることから、関係法令等に基づき学校の教育環境の維持・向上に取り組んでいます。
A.1-4	考える会ニュースで一般の方々に公開されている会議録も、知るところによりますと実は相当に突っ込まれた内容で話し合いがされています。金杉台小学校の校長先生が、平成30年度にある地域が二和小学校から金杉台小学校の単独学区に変更をした際に、それに連動して金杉台中学校が基本学区、御滝中学校が選択地域になったにもかかわらず、市の教育委員会がそれをしっかり地域の保護者にアナウンスしなかったということがあります。金杉台中学校の生徒の皆様に意図的なものだと思われる仕方がないと思います。そのことを校長先生が厳しく批判していました。	平成30年度に実施した二和小学校及び周辺校の通学区域の変更に関して、平成28年度に開催した地域説明会では、二和小学校から金杉台小学校に変更する地域については、小中学校の連携を図る必要があることから、中学校区についても基本学区を御滝中学校から金杉台中学校へ変更する必要があるが、小学校の教室不足を回避するための変更であるため、引き続き御滝中学校も選択できる地域にしたいという説明をしています。
A.1-5	市議会文教委員会の審査の場で、教育委員会の報告者がぼろっと漏らしていらっしゃる。国の手引に沿ってとか国の指針でとか。そのうち財務省とか制度の言いなりに基づくものと思われる仕方がないと思います。市内の子供たちのことは二の次だと思います。子供の数や教育現場の質など考えながら、今までも話が出てきたとおり、統廃合ではなくて御滝中学校の学区から子供を分けてもらうとか、共同学区にして選択させればよいとか、私に言わせればなぜこんな簡単なことを市で実施していただけないのか理解に苦しみます。市は単純に1校減らしてコストカットしたいと思われる仕方がないと思います。つまり学校の標準規模、適正規模というのは教育的観点を装いながら、実は行政効率性の点から導きだされた基準でしかないと思います。	【ご意見を伺う時間に出されたこの件については、内容からその一部について質問として取扱い、説明会において次のような主旨の回答をしています。】 「国の手引が作られていて、それに基づいた市の方針の条件に当てはまっているところから検討を始めなくてはならないというような発言を文教委員会でしましたが、国の手引においても、過疎地についても小規模校をなくしていくとはしていません。この地域は過疎地ではなく、隣に統合ができる学校がある。例えば船橋市内でも3学級の中学校や、6学級しかない小学校もありますが、必ずしもそばに学校がなくて、そういったところまで統合してしまうと、通学距離が延びて子供が通うのが大変、近所に遊ぶお友達がいない。そういうところを、無理やり統合していこうとまでは思っていない。」 ご提案の「統廃合ではなくて御滝中の学区から子供を分けてもらうとか、共同学区にして選択させればよい」ということについては、選択地域の多くを金杉台中学校の通学区域として御滝中学校を選択できないようにする案や、御滝中学校の通学区域全体で金杉台中学校も選択できるようにする案について検討しましたが、どちらの場合も、金杉台中学校の学級数の増加が一時的であるとの推計結果であること等課題が多いことから困難であると考えている旨ご説明しました。 なお、平成29、30年度の実態として、選択地域ではおよそ9割程度が御滝中学校を選択し、金杉台中学校の指定学区であっても半数近くが通学指定校変更制度により御滝中学校へ入学していますので、ご提案の方法で、金杉台中学校の生徒数の大幅な

No.	いただいた意見	教育委員会の考え等
		増加は見込めないと考えています。 また、教育委員会は、学校教育法第3条に「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学省の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」とあることから、関係法令等に基づき学校の教育環境の維持・向上に取り組んでいます。 学校の標準規模、適正規模という考え方は、行政効率性ではなく教育的観点に基づく基準です。
A.1-6	船橋市は教育予算を削って何の財源に充てるつもりか。今日できないならば今後でもお話していただければと思います。	【ご意見を伺う時間で出されたこの件については、内容から質問として取扱い、説明会において次のような主旨の回答をしています。】 「教育予算を削って何に使うのかということですが、もし数千万浮いたとしたら教育予算の中で使いたい。ここに住んでいるお子さんの教育環境を高めつつ、他の教育予算としてここに住んでいるお子さんのためにもなるような使い方を考えていきたいと思います。」
A.1-7	教育委員会の方は、もし自分や家族の方がこのような境遇となったら市の方針だからといって従えますか。例えば近所の学校が廃校になって、子供がちょっと遠い大規模校に行かなければならない。住んでいる町がさびれるかもしれない。路線バスの本数が減ってしまうかもしれない。災害時の避難所がなくなるかもしれない。そういう境遇になった場合でも素直に従えますか。話を聞く限りでもかなりバイアスがかかっていて、この状況はみなさんにとっては対岸の火事なのかという印象がぬぐえません。今回の統廃合に関する教育委員会のやり方ではこの地区は間違いなくさびれると思います。もし金杉台団地がさびれてしまったとき、教育委員会が責任を取れるのでしょうか。原発のとき、想定外という言葉が流行りましたが、想定外では済まされないと思います。責任とっていただけますか。	【ご意見を伺う時間で出されたこの件については、内容から質問として取扱い、説明会において次のような主旨の回答をしています。】 「統合して町がさびれてしまったときに教育委員会は責任を取れるのかという質問ですが、私たちが責任を取るべきことは子供の教育環境を守ることだと考えています。その結果、町がさびれないようにするということももちろん考えていきたいとは思いますが、教育委員会としては子供たちの教育環境をどうしたらよりよくできるかを考えています。」
A.1-8	3点目として話が大きくなりますが、国は少子高齢化問題に対して、国内人口で労働力を賄うことをあきらめてしまったのか、入管法を改正し、外国人労働者を国内に入れようとしている。外国人差別ではないですが、いろいろな問題が起きてくると思います。市も政府の考えと同じように、人口が増えなくてもいい、外国人で賄えばいいという考えではないと思いますが、行政効率性重視では、子供は増えなくてもいいやと思われても仕方ないと思います。	教育委員会は、いわゆる入管法の改正の是非について意見をいう立場にはありません。金杉台中学校に関しては、「行政効率性重視」や「子供は増えなくていい」という考えからではなく、子供たちにとって望ましい教育環境を整えるという考えから、対応策を検討しています。

No.	いただいた意見	教育委員会の考え等
A.1-9	4点目ですが、船橋市議会の議員の方で、この地区にお住まいではない方が、やたらと金杉台中学校を廃校すべきと力説していると聞きます。もし今後話される機会があったら、お話いただきたいということ、できれば議員の方に、こういった場に出席していただいて、自分の言葉で責任をもってきちんとご説明をお聞かせいただきたいと思います。	市議会議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として、市民のために活動しています。教育委員会は、議員の信条、発言内容、活動方法等に関して意見をいう立場にはありませんが、議員に対し、現状や課題、教育委員会の考え方等を正確に説明していきたいと考えています。
A.2	金杉台中学校に子供を通わせていました。小規模校だからデメリットがあると伺っていますが、うちの子供をみますとデメリットは何も感じていません。 部活動という話もありましたが、部活動ではなく勉強を見てもらえるからという理由で金杉台中学校に来る子がたくさんいます。 部活動が強いのは確かに御滝中学校で、規模が大きく、力を入れています。 特色がある二つの中学校があるので、部活動に力を入れるのは御滝中学校。地域密着や小中連携、学力に力を入れたい子は金杉台中学校。この二つを存続していくという意識でいていただきたい。 そうしないと、せっかく選べる二つの学校があるのに、とてももったいないと思います。	通学区域に関しては、学校教育法施行令第5条第2項で、市町村教育委員会は就学予定者が就学すべき学校を指定しなければならないと規定されているため、予め、各学校の通学区域を設定し、就学すべき学校を指定しています。 その上で、教室数不足が見込まれる場合や、その地域の地域的な特性(地理的な事情など)を理由に隣接する学区の学校も通学できるように設定している地域があります。 この地域(選択地域)にお住まいの方が通学校を選択する理由は様々かと思いますが、元々選択地域は、特色の違いから学校を選択できるという意図で設定している訳ではなく、教室数や地域的な特性により設定しています。

B.「ご意見等記入用紙」による質問・意見に対する教育委員会の考え等

※頂いた質問・意見は原文のまま記載していますが、内容に応じて分割して記載している場合があります。

No.	いただいた質問・意見	教育委員会の考え等
B.1	金杉台中学校の指定学区を増やしてほしいです。	金杉台中学校を存続につながる対応策として、選択地域の多くを金杉台中学校の通学区域として御滝中学校を選択できないようにするいくつかの案を検討しました。すべての案において、金杉台中学校の学級数の増加が一時的であるとの推計結果となりました。 このことから、仮に指定学区を増やしても、数年後には再び通学区域の見直し等の何らかの対応が必要となる可能性が高く、地域コミュニティに何度も影響を及ぼすことになる等課題が多いことから望ましい対応策ではないと考えています。
B.2	金杉台地区を選択区域ではなく指定学区にしていきたい。	
B.3-1	小規模校の良さ(細やかな配慮、丁寧な指導)を生かすために、金杉台中の存続が可能となるような学区分けを是非考えていただきたい。	

No.	いただいた意見	教育委員会の考え等
B.3-2	今は中学校のことですが、将来的には金杉台小学校も廃校になる可能性はあるのでしょうか。	金杉台小学校については、現在の児童数推計をもとに統合等の検討をしている事実はありません。
B.4	大きいこと「+ (プラス)」、小さいこと「- (マイナス)」の考え方は、子供たちにとってどうなのか子供の未来も考えてほしいです。	学校の規模に応じ、それぞれメリット・デメリットがあると認識しています。学級数が少ない小規模校には、例えば、「一人一人がリーダーとなる機会が多くなる」、「意見や感想を発表できる機会が多くなる」等のメリットがある一方で、例えば、集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することが出来る等、思考力や表現力の育成において一定規模の教育環境を提供することも大切であると考えています。 高校等への進学やその他の場面等、今後、様々な人達と関わる機会が増えることを考えると、多様な考え方に触れ、親しい仲間と出会える機会が期待できる一定規模の集団が望ましいと考えます。
B.5	学区の見直し、空き教室の活用を本気で考えるための意見交換をしていきたい。地域にとっても必要な学校である。公民館、コミュニティーセンター併設校等、お財布を分ける方法もある。「存続に向けて」ともに考えてほしい。	金杉台中学校を存続につなげる対応策として、生徒数を増やすための通学区域の見直し案をいくつか検討しましたが、どの案についても、学級数の増加が一時的であるとの推計結果となる等課題が多いことから、統合が望ましいと考えています。 他の小中学校では、学校以外の施設設置の必要性から、転用可能な部屋を当該施設として活用している事例があります。 しかし、金杉台中学校においては、小規模校の状況が継続してしまうことが課題であると考えています。
B.6-1	金杉台中学校を存続させる意志は市はあるのでしょうか。統合するのは反対です。	金杉台中学校は今後も単学級の学年が継続的に発生することが予想されることから、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に望ましい対応策の検討を始めました。 通学区域の変更・弾力化により生徒数を増やすこと等、存続につなげる対応策を検討しましたが、学級数の増加が一時的であるとの推計結果となる等課題が多いことから、統合が望ましいと考えています。
B.6-2	選んで金杉台中学校に通っている子も多いので、子供たちの意見をもっと聞いてあげてほしい。	金杉台中学校の生徒は、金杉台中学校に入学することが指定されている生徒と、御滝中学校と金杉台中学校を選択できる生徒がいることから、選べる生徒にのみ、意見を聞くことは考えていません。 また、子供たちにこの件に関する意見を聞くということは、かえって子供たちに心配をかけてしまうおそれがあることから、その影響も考慮して検討すべきものと考えています。 教育委員会は、教育基本法第5条第3項に「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」とあり、また学校教育法第3条に「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学省の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」とあることから、関係法令等に基づき学校の教育環境の維持・向上に取り組んでいます。
B.7	金杉台中を残したいという市教育委員会の気持ちが全く伝わってきません。市住民のため、子供たちのために尽力願います。	

No.	いただいた意見	教育委員会の考え等
B.8-1	資料P22に「決定までのプロセス、スケジュール→おおむね了承が得られたら」とあるが、具体的には何年何月目処か。 了承が得られないからと言って、永遠に説明会を重ねるわけにはいかない。現在選択地域に住んでおり、今後中学に入る子供が3人いる立場。途中で指定学区となりきょうだいが別々の中学になっても困る。何年何月に決まるのかははっきりさせたい。	今後も説明会を開催していく予定です。開催回数も未定であり現段階で具体的なスケジュールを示すことができません。 統合や学区変更等の移行期に関わる子供たちやご家庭には様々な影響があると考えられますので、可能な限り負担を軽減できるような配慮を検討していきたいと考えています。
B.8-2	御滝中は登校していない生徒が80人以上いると聞いている。統合してさらに規模が拡大し、ケアやフォローはできるのか。 現状すでに流れ作業のようなケアになっていると聞く。統合しても安心、小規模校から変わっても安心できる施策は検討されているのか。	御滝中学校においても、他校同様、不登校の生徒や登校に困難をかかえる生徒がいます。その理由や期間等は様々であり、具体的な人数を申し上げることはできませんが、80人以上という事実はありません。 また、御滝中学校では、不登校の生徒に対しては電話連絡や家庭訪問をしたり、登校できていても教室に入りづらい生徒に対しては、別室にて教員が勉強のフォローをする等、他校同様の対応をとっていますので、統合となった場合にも同様に対応していくことになると考えています。
B.9-1	教育委員会の方から「デメリットの解消が目的」という発言がありました。現状否定のようで怒りがわきました。統廃合するほどのデメリットがあるのか。	学級数が少ない小規模校のメリットとして、例えば、「一人一人がリーダーとなる機会が多くなる」、「意見や感想を発表できる機会が多くなる」等があると認識しています。小規模校の特徴を生かした教育はできますが、例えば、集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することが出来る等、思考力や表現力の育成において一定規模の教育環境を提供することも大切であると考えています。 高校等への進学やその他の場面等、今後、様々な人達と関わる機会が増えることを考えると、多様な考え方に触れ、親しい仲間と出会える機会が期待できる一定規模の集団が望ましいと考えます。 説明会での発言で不快に感じられた点があったということについてはお詫びいたします。
B.9-2	畑が宅地になっていく現状、もっと調査したほうがよい。	推計は、毎年度把握している学区内の就学前の子供の数を基礎に、地域の社会増減を加味して算出します。金杉台中学校や御滝中学校の周辺地域の近年の宅地化についても、それぞれの学区内で増えた子供の数を把握しており、これらの動向もふまえた転出入の傾向を今後の社会増減として見込んだ上で検討しています。 なお、マンション開発等一定規模の開発計画がある場合、過去の事例から算出した想定される子供の増加人数を加算するという方法をとっていますが、金杉台中学校、御滝中学校ともに該当事例がないため、この加算はしていません。

No.	いただいた意見	教育委員会の考え等
B.9-3	「子供の不安…」とあったが、子供は知っている。特に6年生、中学生は理解、意志をきちんと示せる年齢だと思う。	ご指摘の通り、小学校高学年や中学生は、物事の内容を理解できる年齢であると思います。しかしながら、子供たちにこの件に関する意見を聞くということは、かえって子供たちに心配をかけてしまうおそれがあることから、その影響も考慮して検討すべきものと考えています。 教育委員会は、教育基本法第5条第3項に「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」とあり、また学校教育法第3条に「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学省の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」とあることから、関係法令等に基づき学校の教育環境の維持・向上に取り組んでいます。
B.9-4	制服はどうなるかなどのリアルな日常のこと、もっと考えて示してほしい。	統合することとなった場合には、新たに準備検討組織を設置し、統合に向けた準備や制服の取扱い等の課題整理等をしていくことを想定しています。
B.9-5	大人数＝いじめあるとは言えないとのことだったが、不登校・いじめの確率はかなり上がりますよね。	各中学校から教育委員会への報告内容において、中学校の規模と不登校率・いじめ認知率に相関関係はありません。
B.10-1	小規模校をつぶして、適正化しましたという実績がほしいのですか？ 船橋市内には大規模校がたくさんあります。 12～18(国)以上が27校中11校 12～24(市)以上が3校(11校中) こちらは問題ではないのですか？適正化の必要はありませんか？	大規模校の適正化については、児童生徒数の推計で過大規模となることが継続的に見込まれる場合、分離新設、通学区域の変更・弾力化等望ましい対応策について検討を行います。 分離新設については、新設校を設置する前提となる、適切な場所への学校用地の取得が困難な場合が多く、また、通学区域の変更・弾力化についても、周辺校の学校規模との関係等から容易ではないという実情があります。児童生徒数の推計等を見極めながら、各学校の状況に応じた対応策を検討しています。
B.10-2	もっと抜本的に学区変更(船橋全体で)考えてほしい。 前例前例のように聞こえます。なるべく現状維持で、という仕事はしないでほしい。	通学区域は学校規模だけではなく、地理的要因、地域コミュニティとの関係等を総合的に勘案して設定し、長い期間をかけて地域に定着しているものです。通学する児童生徒、そこに居住している方々の生活や地域のつながりにも影響を与えることから、通学区域の変更につきましては、長期的な展望をもって、慎重に行うものと考えています。
B.11-1	財政的に浮いたお金を、どのような教育的な要素で使うのか。	統合の目的は学校経費の効率化ではありません。財政所管課との協議となりますので、確定的なことは言えませんが、教育委員会としては、統合の結果として削減となった経費については、教育環境を高める目的に充てたいと考えています。

No.	いただいた意見	教育委員会の考え等
B.11-2	統合後、MAX28クラスとなるがこれは標準の上限24を超えている。教育委員会としては、それを14の2校(台中、滝中)に分けて最適の2校を出現させるという理想を追求すべきでしょう。	金杉台中学校と御滝中学校それぞれが14クラスになるように通学区域を見直せばとのご意見に関しては、仮に御滝中学校の通学区域の一部を金杉台中学校の通学区域として、ご指摘のような区割りをした場合、両校の位置関係、子供たちの居住地等の関係から、御滝中学校の方が明らかに距離が近い区域を金杉台中学校の通学区域として設定することになるため、そのような見直しは現実的ではないと考えています。 また、金杉台中学校につながる対応策として、金杉台中学校の通学区域の見直し案をいくつか検討しましたが、すべての案において、金杉台中学校の学級数の増加が一時的であるとの推計結果となりました。 このことから、仮に指定学区を増やしても、数年後には再び通学区域の見直し等の何らかの対応が必要となる可能性が高く、地域コミュニティに何度も影響を及ぼすことになる等、課題が多いことから望ましい対応策ではないと考えています。 なお、金杉台中学校と御滝中学校の生徒数を合わせると、推計上一時的に28学級になりますが、推計可能なこの先12年以内に20学級になると推計しています。
B.12	何回聞いても子供を主として考えているようには思えない。	教育委員会としては、学級数が増えることで、①クラス替えができれば、より多くの仲間と出会う、②より多くの部活動があるので、希望する部活動に参加できる可能性が高くなる、③体育の球技や音楽の合唱・合奏のような集団学習や、体育祭や音楽祭等の集団活動・行事において、学級間で対抗する等、活動に幅が広がる、④複数人の教科担任が配置できれば、複数の担当者で意見を交え指導方法等の充実を図れる等、子供たちのために教育環境を充実させることが重要であると考えています。
B.13-1	統合に向けて進めてください。 本当は、金杉台中学校の施設を使って小中一貫学校として小学校の施設を地域活動用(コミュニティセンター等)として整備してほしいが、金杉台中学校をコミュニティセンター等で使用するには地域の場所で外れに位置する。再使用にあたっては地域と十分に協議してください。	教育委員会としては、子供たちの教育環境の充実のためには統合が望ましいと考えています。 施設の再活用方法については、教育委員会において決定することはできませんので、財産所管課と協議してまいります。地域の意向も聞きながら進めていく予定と聞いております。
B.13-2	子供たちの立場で考える必要がある。親の意向、地域の勝手な少数意見(政治色が出てくる)は、あまり重要視していると方向が違ってくる。子供たちに同じ状態で学校生活を送らせてやりたい。やはり学級数が少ない学校はかわいそう。	市内の学校配置や各地域の児童生徒数にばらつきがあり、各学校の敷地や校舎にも差があることから、全ての学校の規模を同程度に統一することは現実的には困難ではありますが、教育委員会としては、子供たちの教育環境を充実させるために、一定規模の教育環境を提供することも大切であると考えています。
B.14	統合の方向性は妥当と考えます。実施スケジュールを早めに決定し、廃校後の施設利用計画を検討していただきたい。	教育委員会としては、子供たちの教育環境の充実のためには統合が望ましいと考えています。仮に統合が決まった場合においても、様々な移行準備が必要なことから、現時点ではその時期をお示しすることは難しいですが、余裕をもって実施スケジュールをお示していきたいと考えております。 なお、統合となった場合の施設再活用方法については、教育委員会において決定することはできませんので、財産所管課と協議してまいります。